

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の
一部を改正する法律案要綱

第1 公職選挙法の一部改正

1 衆議院議員の定数

衆議院議員の定数を336人（現行480人）とし、小選挙区選出議員を240人（現行300人）、比例代表選出議員を96人（現行180人）とする。

2 衆議院比例代表選出議員の各選挙区における定数

衆議院比例代表選出議員の各選挙区における定数は、次のとおりとする。
（現行どおり、人口に比例して配分）

| | | | |
|------|-------------|----|-------------|
| 北海道 | 4人（現行 8人） | 東海 | 11人（現行 21人） |
| 東北 | 7人（現行 14人） | 近畿 | 16人（現行 29人） |
| 北関東 | 10人（現行 20人） | 中国 | 6人（現行 11人） |
| 南関東 | 12人（現行 22人） | 四国 | 3人（現行 6人） |
| 東京都 | 10人（現行 17人） | 九州 | 11人（現行 21人） |
| 北陸信越 | 6人（現行 11人） | | |

第2 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案（区割り改定案）の作成に当たっては、各選挙区間の人口較差については、2倍以上とならないようにしなければならないものとする。

第3 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第1は、2の(1)の勧告に基づく「区割り改定法」の施行の日から施行する。

2 今次の定数削減に伴う区割り改定案に係る特例

- (1) 衆議院議員選挙区画定審議会は、この法律の施行の日から1年以内に、第1の1の小選挙区選出議員の定数の削減（定数240人）に伴う区割り改定案の勧告を行うものとする。
- (2) (1)の区割り改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数は、別表で定める数とする。

別表

各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数

| | | | | | |
|------|----|------|----|------|---|
| 北海道 | 10 | 石川県 | 2 | 岡山県 | 4 |
| 青森県 | 3 | 福井県 | 2 | 広島県 | 5 |
| 岩手県 | 3 | 山梨県 | 2 | 山口県 | 3 |
| 宮城県 | 4 | 長野県 | 4 | 徳島県 | 2 |
| 秋田県 | 2 | 岐阜県 | 4 | 香川県 | 2 |
| 山形県 | 2 | 静岡県 | 7 | 愛媛県 | 3 |
| 福島県 | 4 | 愛知県 | 13 | 高知県 | 2 |
| 茨城県 | 6 | 三重県 | 4 | 福岡県 | 9 |
| 栃木県 | 4 | 滋賀県 | 3 | 佐賀県 | 2 |
| 群馬県 | 4 | 京都府 | 5 | 長崎県 | 3 |
| 埼玉県 | 12 | 大阪府 | 16 | 熊本県 | 4 |
| 千葉県 | 11 | 兵庫県 | 10 | 大分県 | 2 |
| 東京都 | 24 | 奈良県 | 3 | 宮崎県 | 2 |
| 神奈川県 | 16 | 和歌山県 | 2 | 鹿児島県 | 3 |
| 新潟県 | 4 | 鳥取県 | 1 | 沖縄県 | 3 |
| 富山県 | 2 | 島根県 | 2 | | |